

令和7年度

第 2 回

太子町国民健康保険運営協議会

令和8年1月29日
生活福祉部町民課

制度の概要

国民健康保険制度は、国民皆保険の基盤をなす制度として住民の健康の保持増進に重要な役割を果たしているが、加入者の「年齢構成が高く医療費が高額」「所得水準が低い傾向にあるため保険税の負担が重い」ことや、「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多い」という構造的な課題を抱えていた。

このような課題に対応し、国民健康保険制度の改善と安定化を図るため、平成30年度からは都道府県が市町村とともに運営を担っている。

これにより、市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した国保事業費納付金を都道府県に納付し、都道府県は、保険給付に必要な費用を全額各市町村に支払うことになった。

また、令和2年度に厚生労働省は「保険料水準の統一」を行う方向性を打ち出しており、兵庫県では負担の公平性のため県内において同一所得・同一世帯構成であれば同一保険料(保険料水準の統一)をめざして県と市町が一体となって財政運営の安定化等を進めている。

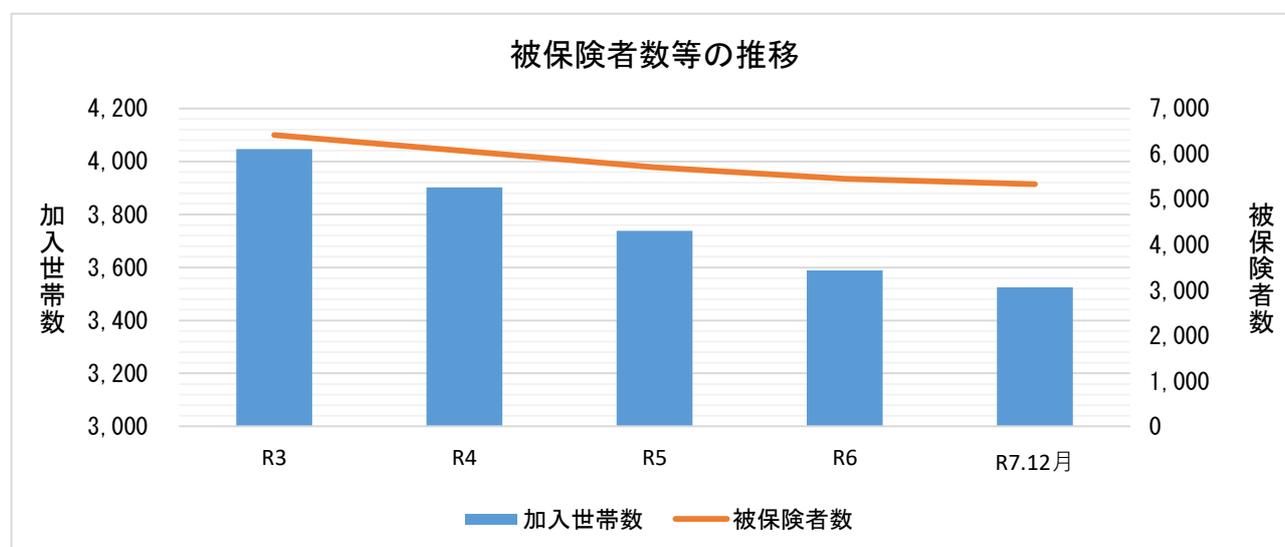
令和8年度より「子ども・子育て支援金制度」の開始に伴い、子育て世帯を支える新しい仕組みとして、保険税と併せて、子ども・子育て支援金を徴収する。

1 加入状況

(1)加入状況(各年度末時点)

(単位：世帯、人)

年度	総数		国保加入者		加入率	
	世帯数	人口	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数
R3	13,892	33,739	4,046	6,412	29.1%	19.0%
R4	14,071	33,645	3,902	6,063	27.7%	18.0%
R5	14,191	33,474	3,738	5,702	26.3%	17.0%
R6	14,335	33,315	3,589	5,454	25.0%	16.4%
R7.12月	14,392	33,270	3,525	5,331	24.5%	16.0%



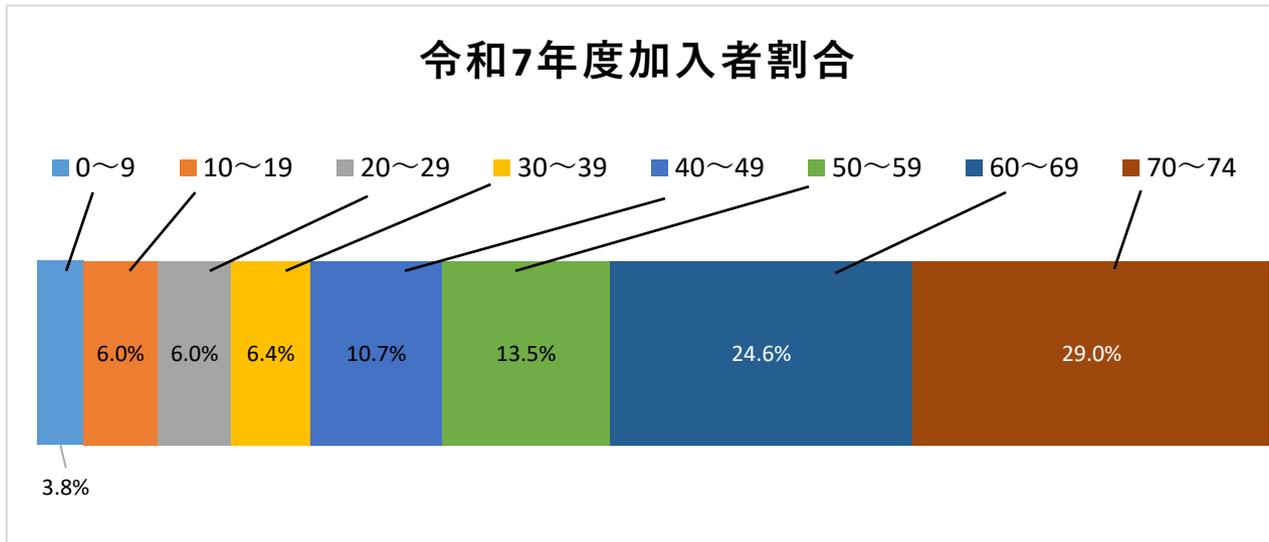
◎被保険者数は、定年後の継続雇用の拡大や被用者保険の加入要件緩和、後期高齢者医療への移行などにより減少傾向にある。

◎退職により被用者保険から国民健康保険に加入するため年齢構成が高くなる。

(2) 年齢別加入状況(令和7年12月末時点)

(単位：人)

区分	0～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～74	合計
加入者数	204	319	320	340	573	717	1,313	1,545	5,331
割合	3.8%	6.0%	6.0%	6.4%	10.7%	13.5%	24.6%	29.0%	100.0%



2 財政状況

(1) 決算収支の推移

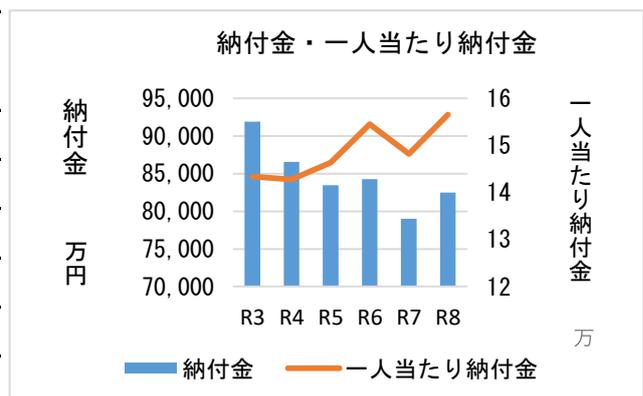
(単位：円)

年度	収入	支出	差引
R3	3,335,934,798	3,322,774,737	13,160,061
R4	3,209,689,704	3,196,884,561	12,805,143
R5	3,239,897,540	3,228,815,715	11,081,825
R6	3,182,598,455	3,169,026,298	13,572,157

(2) 納付金の推移

(単位：円)

年度	納付金	一人当たり納付金 (納付金/P1：年度末被保険者数)
R3	919,214,917	143,359
R4	865,570,004	142,763
R5	834,696,381	146,387
R6	842,741,675	154,518
R7(見込)	790,169,281	148,222
R8(予算)	824,713,000	156,522

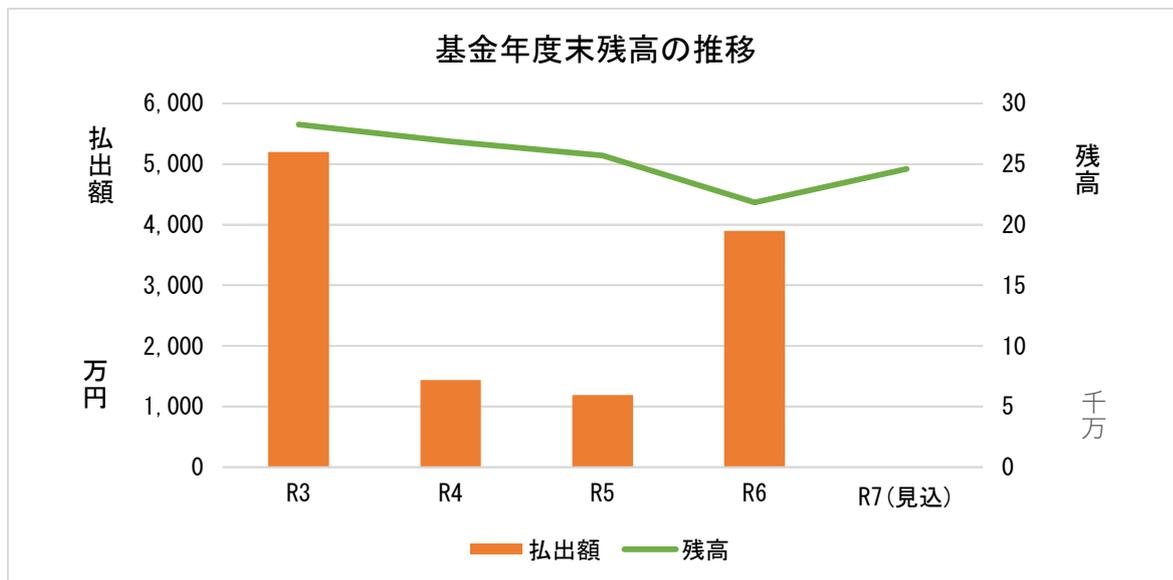


(3) 基金の状況

(単位：円)

年度	受入額	払出額	残高
R3	490,299	52,000,299	282,561,000
R4	336,622	14,373,000	268,524,622
R5	296,816	11,897,000	256,924,438
R6	387,493	38,955,000	218,356,931
R7(見込)	27,574,000	0	245,930,931

R7:受入額と払出額は令和7年度
予算額



3 国民健康保険税の状況

(1) 保険税収納状況(現年度分・決算)

(単位：円)

年度	調定額	保険税 収納額	一世帯当たり 保険税収納額	一人当たり 保険税収納額	収納率 (%)
R3	583,981,200	549,346,288	135,775	85,675	94.1%
R4	594,770,700	560,827,016	143,728	92,500	94.3%
R5	566,058,800	531,949,675	142,309	93,292	94.0%
R6	566,640,600	534,769,612	149,002	98,051	94.4%
R7.12月末	582,156,300	362,030,568	102,704	67,910	62.2%

◎本町の収納率(現年度分)は、令和3年度は前年度比+0.8ポイント(県下39位)、令和4年度は前年度比0.2ポイント上昇(県下35位)、令和5年度は前年度比△0.3ポイント(県下39位)、令和6年度は前年度比+0.4ポイント(県下35位)。口座振替の原則化、社会保険加入者への手続き勧奨、臨戸徴収、未申告者への申告勧奨等により収納率向上に向けて取り組みを強化していく。

(2)一人当たり調定額(決算)

(単位：円)

年度 区分	R 3	R 4	R 5	R 6	R7(見込)
保険税調定額	91,076	98,098	99,274	103,894	109,202

(3)太子町国民健康保険税率

(単位：円)

年度	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
R3	7.13%	24,600	19,200	2.48%	8,600	6,600	2.95%	11,400	6,000
R4		27,000	19,400		9,400	7,000			
R5	7.14%	28,400	19,900	2.52%	9,800	7,100		11,800	6,100
R6	7.25%	29,600	20,400	2.70%	10,800	7,600		12,700	6,500
R7	7.36%	30,900	20,800	2.85%	11,800	8,000	2.89%	13,300	6,700

(4)県標準保険料率(太子町)

(単位：円)

年度	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
R3	7.33%	30,271	20,816	2.75%	11,091	7,627	2.34%	11,879	6,021
R4	6.87%	29,682	19,323	2.67%	11,184	7,281	2.63%	13,550	6,728
R5	6.93%	29,990	19,431	2.81%	11,806	7,649	2.64%	13,838	6,754
R6	7.24%	30,786	20,177	3.01%	12,512	8,201	2.71%	13,972	6,999
R7	7.49%	32,331	20,774	3.02%	12,874	8,272	2.62%	13,516	6,639

(5)賦課限度額

(単位：円)

年度	医療分(基礎)	後期高齢者支援金分	介護納付金分
R3	630,000	190,000	170,000
R4	650,000	200,000	
R5		220,000	
R6		240,000	
R7		260,000	

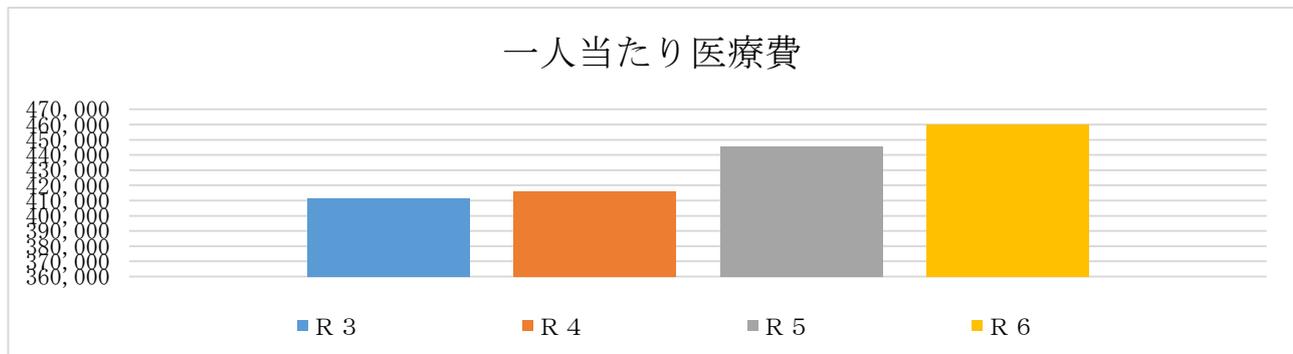
◎国の地方税法の一部改正に伴い賦課限度額を引き上げ。

4 給付状況等

(1)一人当たり医療費

(単位：円)

年度	医療費総額	全年齢	伸び率	前期高齢者	70歳以上
R 3	2,704,155,540	411,466	3.67%	539,912	579,147
R 4	2,621,469,310	416,304	1.18%	545,151	578,200
R 5	2,653,108,140	445,751	7.07%	592,770	647,577
R 6	2,583,990,447	460,194	3.24%	605,490	675,995



5 保健事業の状況

(1)特定健診受診率(法定報告) (単位：人)

年度	対象者	受診者	受診率
R3	4,652	1,388	29.8%
R4	4,348	1,382	31.8%
R5	4,081	1,317	32.3%
R6	3,795	1,243	32.8%

(2)特定保健指導実施率(法定報告) (単位：人)

年度	動機付け支援		積極的支援			保健指導 実施率
	対象者	修了者	対象者	修了者	動機付け支 援相当修了	
R3	146	73	27	5	0	45.1%
R4	123	76	37	7	1	52.5%
R5	124	65	34	8	1	46.8%
R6	96	49	28	10	1	48.4%

(3) 受診率向上に向けた取り組み

- ア 集団健診未申込・健診未受診者への受診勧奨
実施時期 7～8月
 - ・ 集団健診セット一式の送付
 - ・ 勧奨はがきの送付1回目実施時期 9月
 - ・ 勧奨はがきの送付2回目
- イ 人間ドック費用助成
- ウ 職場健診結果の提出促進
- エ 集団健診受診インセンティブ
集団健診受診者（継続受診、初回）に特典を配付

(4) 医療費適正化のための取り組み

◎国民健康保険の被保険者は、年齢層が高く、1人当たり医療費が高いことや、平均所得が低い水準にあることなど、保険者の運営努力だけでは解決できない構造的な問題を抱えており、今後も健全で安定した運営を図るためには、医療費の伸びの適正化を進める必要がある。

① 後発医薬品(ジェネリック医薬品)使用の推進

- ・ 国の目標使用率(令和2年6月閣議決定)令和5年3月までに80%以上
→令和7年3月診療分使用割合92.3%(県内第2位)※令和6年3月87.1%(県内第3位)
- ・ 保険証送付時のパンフレットにジェネリック医薬品希望シールを貼付するとともに、ジェネリック医薬品差額通知書を年2回送付し、ジェネリック医薬品の使用を普及・促進し、医療費の伸びの適正化を図る。

② レセプト点検の強化

医科・歯科・調剤におけるレセプトの1次審査・点検は、全市町村が国民健康保険団体連合会に委託して実施しているが、2次審査・点検は各市町村の判断で実施している。本町では、専門員を配置し2次審査・点検を実施している。

③ 糖尿病重症化予防・生活習慣病重症化予防への取り組み

人工透析導入原因第1位は糖尿病性腎症であり、また、慢性透析療法に要する医療費は患者一人当たり年間約600万円といわれているため、糖尿病性腎症の重症化予防は、健康寿命の延伸とともに医療費適正化の観点からも重要となっている。

また、生活習慣病は自覚症状があまりないため、気づかずにそのままの生活を続けると脳卒中や心筋梗塞、慢性腎臓病などの重篤な状態に進行する可能性が高くなることから生活の質の低下だけでなく、医療や介護に要する費用が増加する。

特定健康診査の結果で町が設定した基準値を超えている未治療者、また糖尿病の中断者に対し、医療機関受診勧奨（生活習慣改善に向けた保健指導含）を実施して重症化予防を図っている。

令和7年度

		対象者 (人)
糖尿病性腎症 重症化予防	未治療者	9
	中断者	6
生活習慣病重症化予防		25

(R7. 12月末時点)

④ 重複・多剤服薬者対策

町保健師と地域（西播）薬剤師が同行して対象者を訪問し、本人及びその家族に対して、療養上の日常生活指導及び受診に関する指導を行う

重複服薬：直近4カ月で2カ月連続して薬効が重複している

多剤服薬：直近4カ月で2カ月連続して7種類以上の内服薬処方されている

令和7年度 (単位：人)

	対象者	指導実施
重複服薬	2	2
多剤服薬	4	4

(R7. 12月末時点)

(5) 第3期データヘルス計画の策定について

被保険者の健康の保持増進、生活の質（QOL）の維持及び向上を図り、結果として医療費の適正化にも資することを目的とした「データヘルス計画」については、第2期で掲げた事業の評価を実施し令和6年2月に第3期計画を策定した。

今後は、計画に基づき保健事業を実施し、計画の最終年度となる令和11（2029）年度に評価・見直しを行うほか、中間の令和8年度に中間評価を実施予定。

(1)改正の理由

現在、県内各市町では兵庫県が令和4年11月に策定した「兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ」に沿って令和9年度に予定されている「保険料水準の統一」に向けた取り組みを行っています。このロードマップの中で、「保険料水準の統一」に向け保険料の急変緩和措置として計画的に県基金や剰余金の一部を納付金財源として投入することなどが明記されました。これに伴い令和5年度から納付金算定において基金等の一部が納付金財源として投入されています。

この度、令和8年度納付金の本算定額及び標準保険料率が県から示されましたので、標準保険料率を基準として税込納率を勘案した収支均衡に近い税率となるよう改正します。

さらに、「子ども・子育て支援金制度」の開始に伴い、子育て世帯を支える新しい仕組みとして、令和8年度より新たに「子ども・子育て支援金」を徴収します。

また、保険負担の公平性の確保及び中低所得層の保険料負担の軽減を図る観点から、課税限度額の引き上げ及び経済動向等を踏まえた国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準の見直しを行います。

本算定時納付金額の推移

(単位：円)

確定納付金(A)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計	834,696,381	842,741,675	790,169,281	824,710,219
医療分	577,416,501	581,445,206	542,049,363	542,746,834
支援金分	191,117,398	194,923,878	185,413,693	194,615,190
介護分	66,162,482	66,372,591	62,706,225	69,414,008
子ども分	-	-	-	17,934,187

(単位：人)

被保険者数(B)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療分	5,912	5,687	5,216	5,269
支援金分	5,912	5,687	5,216	5,269
介護分	1,724	1,718	1,676	1,800
子ども分	-	-	-	5,269
(うち18以上)	-	-	-	(4,804)
(うち18未満)	-	-	-	(465)

※県が提示した納付金本算定時の見込人数のため、P1「1(1)加入状況の各年度末人数」と差異があります。

(単位：円)

一人当たり納付金(A)/(B)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療分	97,669	102,241	103,921	103,008
支援金分	32,327	34,275	35,547	36,936
介護分	38,377	38,634	37,414	38,563
子ども分	-	-	-	3,733

※上記見込人数(B)で案分しているため、年度末人数で案分しているP2「2(2)納付金の推移」の金額と差異があります。

←18歳以上の人数で案分

(2)改正の内容

ア 税率改正

	医療分			支援分			介護分			子ども分		
	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)									
R 7	7.36	30,900	20,800	2.85	11,800	8,000	2.89	13,300	6,700			
R8(案)	7.57	32,500	21,400	3.02	12,800	8,500	2.85	13,900	7,000	0.29	1,400	900
R8-R7	0.21	1,600	600	0.17	1,000	500	-0.04	600	300	0.29	1,400	900

参考：過去の改正状況

(単位：円)

R6-R5	0.11	1,200	500	0.18	1,000	500	0	900	400
R7-R6	0.11	1,300	400	0.15	1,000	400	-0.06	600	200

イ 課税限度額

	医療分	支援分	介護分	子ども分
R 7	66万円	26万円	17万円	-
R8(案)	67万円	26万円	17万円	3万円

ウ 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準

区分	R 7	R 8 (案)
7割軽減	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)	変更なし
5割軽減	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) +30万5千円×被保険者数	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) + 31万円 ×被保険者数
2割軽減	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) +56万円×被保険者数	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) + 57万円 ×被保険者数

令和8年度 国民健康保険税率（案）

税率	令和7年度保険税率			案① 令和8年度標準保険料率 ※100円単位へ切り上げ				案② 保険料水準の統一時に必要な保険税率 を2年で均した率			令和8年度標準 保険料率
	医療分	後期分	介護分	医療分	後期分	介護分	子ども分	医療分	後期分	介護分	子ども分
所得割	7.36%	2.85%	2.89%	7.58%	3.11%	2.74%	0.29%	7.57%	3.02%	2.85%	0.29%
均等割	30,900円	11,800円	13,300円	33,000円	13,500円	14,000円	1,300円	32,500円	12,800円	13,900円	1,300円
18以上							100円				100円
平等割	20,800円	8,000円	6,700円	21,200円	8,700円	7,000円	900円	21,400円	8,500円	7,000円	900円

案①の標準保険料は、県の発表前となりますので取り扱いにご注意ください。

世帯構成	年齢	所得		国保税	令和7年度	案①	差額	案②	差額	軽減	月額差額	
											案①	案②
世帯主	42歳	給与	300万円	年額	513,400	546,600	33,200	543,100	29,700	なし	2,767	2,475
配偶者	38歳	給与	43万円									
子	12歳	-	0円									
【給与所得者平均値】				年額	311,600	333,500	21,900	330,600	19,000	2割	1,825	1,583
世帯主	42歳	給与	173万円									
配偶者	38歳	給与	43万円									
子	12歳	-	0円									
【給与所得者中央値】				年額	235,700	253,900	18,200	251,000	15,300	2割	1,517	1,275
世帯主	42歳	給与	115万円									
配偶者	38歳	給与	43万円									
子	12歳	-	0円									
【未就学児均等割軽減あり】				年額	218,700	235,300	16,600	232,900	14,200	2割	1,383	1,183
世帯主	42歳	給与	115									
配偶者	32歳	給与	43万円									
子	6歳	未就学児	0円									
【年金所得者平均値・中央値】				年額	136,400	148,300	11,900	146,300	9,900	5割	992	825
世帯主	66歳	年金	111万円									
配偶者	64歳	年金未受給	0円									
【老齢基礎年金令和6年度 月額68,000円】				年額	40,100	44,200	4,100	43,400	3,300	7割	342	275
世帯主	66歳	老齢基礎年金	0円									
配偶者	64歳	年金未受給	0円									
【老齢基礎・遺族年金受給者】				年額	21,400	23,400	2,000	23,000	1,600	7割	167	133
世帯主	66歳	老齢基礎年金	0円									
配偶者	死亡											

国民健康保険特別会計 予算(案)

令和 8 年度 国民健康保険特別会計予算(歳入) (案)

(単位:円)

科 目	令和 7 年度		令和 8 年度(案)		差 額 (B)-(A)	
	予算額(A)	構成比	予算額(B)	構成比		
保 險 税	一般被保険者	542,040,000	16.57%	581,678,000	16.71%	39,638,000
	退職被保険者	348,000	0.01%	345,000	0.01%	-3,000
	計	542,388,000	16.58%	582,023,000	16.72%	39,635,000
使用料及び手数料	300,000	0.01%	300,000	0.01%	0	
県 支 出 金	普通交付金	2,373,306,000	72.54%	2,553,007,000	73.36%	179,701,000
	特別交付金	73,911,000	2.26%	61,336,000	1.76%	-12,575,000
	計	2,447,217,000	74.80%	2,614,343,000	75.12%	167,126,000
財産収入	1,000	0.00%	1,000	0.00%	0	
繰 入 金	一般会計繰入金	258,842,000	7.91%	261,849,000	7.52%	3,007,000
	基金繰入金	9,049,000	0.28%	7,834,000	0.23%	-1,215,000
	計	267,891,000	8.19%	269,683,000	7.75%	1,792,000
繰越金	10,000,000	0.30%	10,000,000	0.29%	0	
その他の収入	3,814,000	0.12%	3,813,000	0.11%	-1,000	
合 計	3,271,611,000	100.00%	3,480,163,000	100.00%	208,552,000	

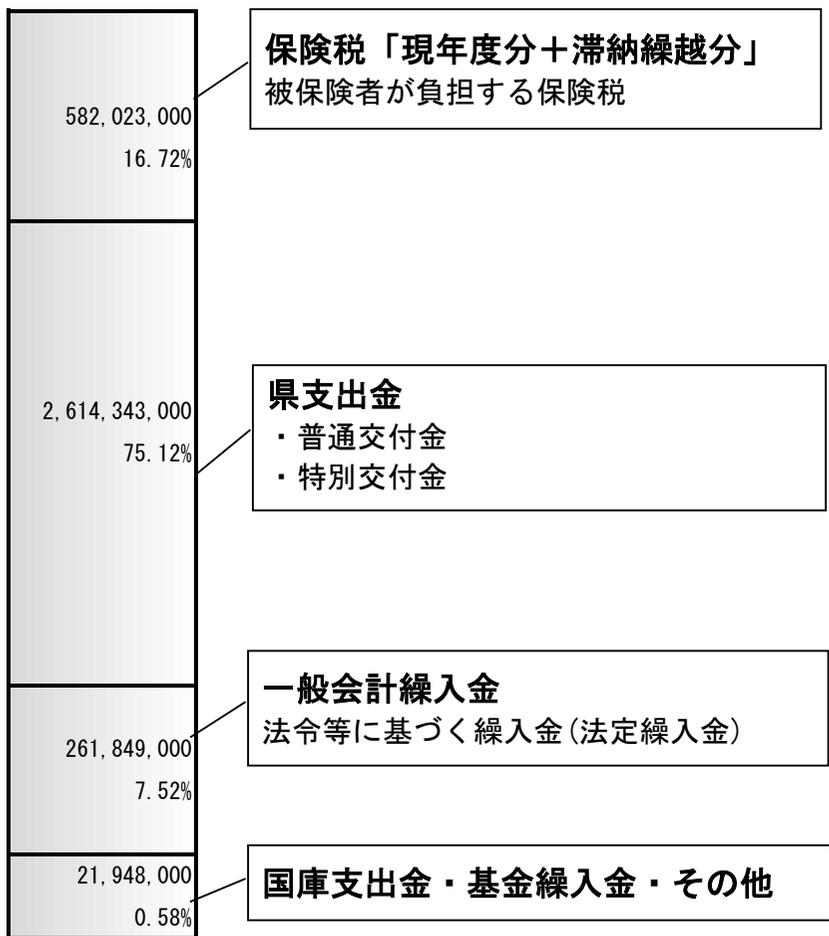
令和 8 年度 国民健康保険特別会計予算(歳出) (案)

(単位:円)

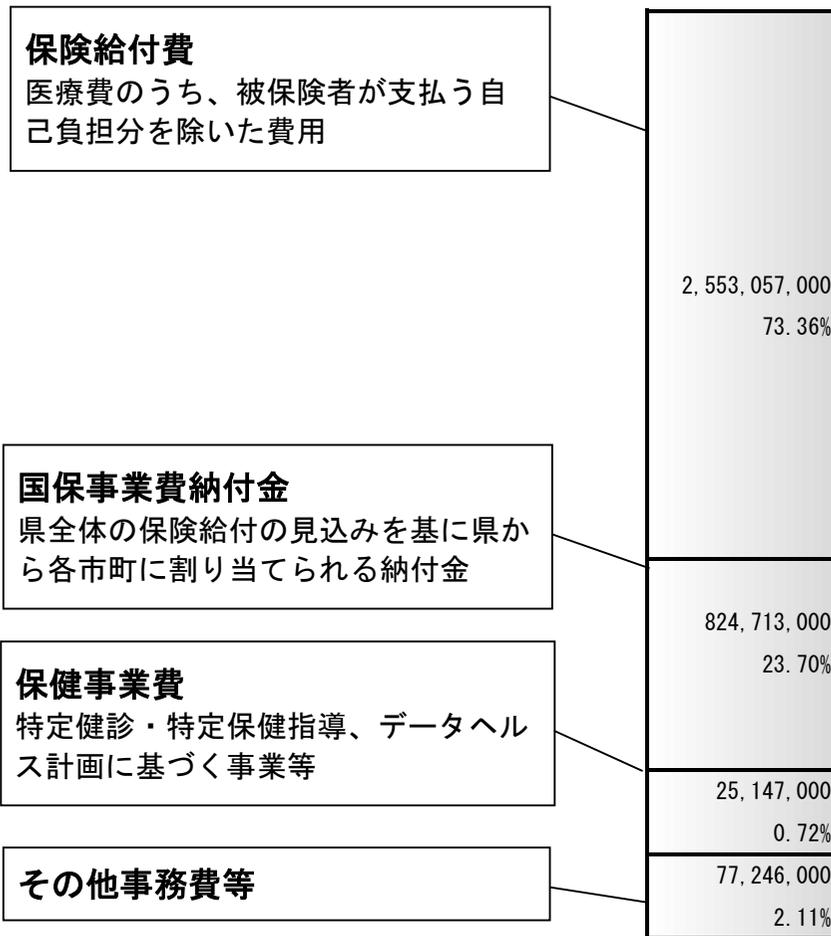
科 目	令和 7 年度		令和 8 年度(案)		差 額 (B)-(A)	
	予算額(A)	構成比	予算額(B)	構成比		
総務費	70,574,000	2.16%	64,544,000	1.86%	-6,030,000	
保 險 給 付 費	療養給付費	2,042,849,000	62.44%	2,165,418,000	62.22%	122,569,000
	療養費	21,967,000	0.67%	22,624,000	0.65%	657,000
	審査支払手数料	6,220,000	0.19%	6,516,000	0.19%	296,000
	高額療養費	286,213,000	8.75%	343,393,000	9.87%	57,180,000
	移送費	51,000	0.00%	50,000	0.00%	-1,000
	出産育児諸費	12,506,000	0.38%	12,006,000	0.34%	-500,000
	葬祭費	3,500,000	0.11%	3,000,000	0.09%	-500,000
	結核医療付加金	50,000	0.00%	50,000	0.00%	0
	傷病手当金	1,000	0.00%	0	0.00%	-1,000
	計	2,373,357,000	72.54%	2,553,057,000	73.36%	179,700,000
事 業 費 健 康 保 険	医療費分	542,050,000	16.57%	542,747,000	15.60%	697,000
	後期高齢者支援金等分	185,414,000	5.67%	194,616,000	5.59%	9,202,000
	介護納付金分	62,707,000	1.91%	69,415,000	1.99%	6,708,000
	子ども・子育て支援納付金分	0	0.00%	17,935,000	0.52%	17,935,000
計	790,171,000	24.15%	824,713,000	23.70%	34,542,000	
保健事業費	24,807,000	0.76%	25,147,000	0.72%	340,000	
基金積立金	1,000	0.00%	1,000	0.00%	0	
その他の支出(償還金等)	12,701,000	0.39%	12,701,000	0.36%	0	
合 計	3,271,611,000	100.00%	3,480,163,000	100.00%	208,552,000	

予算構成の概要

歳入 3,480,163 千円



歳出 3,480,163 千円



【参考】国民健康保険特別会計決算に係る用語

歳入科目	概要
保険税	国民健康保険事業費納付金等に充てるための保険税
一般被保険者	国民健康保険被保険者に係る保険税
退職被保険者	長年会社などに勤めて退職し、年金受給権者になった人とその被扶養者が対象の退職医療制度に該当する人に係る保険税（令和2年2月末時点で0人）
使用料及び手数料	督促手数料
県支出金	県からの補助金等
普通交付金	市町村が行った保険給付の実績に応じてその同額が交付される・2月交付分が概算払いのため歳入（交付金）＝歳出（保険給付費）ではない（翌年度精算）
特別交付金	
保険者努力支援分	生活習慣病の予防やジェネリック医薬品の推進など、医療費適正化などの取り組みを実施していることに対して交付される
特別調整交付金分	非自発的失業軽減等のための財源として交付される
都道府県繰入分	市町村の特殊な事情に応じた調整等のために交付される
特定健診等負担金	特定健康診査・特定保健指導の事業費に対して交付される
財産収入	財政調整基金預金利子
繰入金	他会計や基金からの国保会計への繰入金
一般会計繰入金	一般会計からの繰入金
保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）	低所得者に係る保険料軽減相当額を補填・一般会計で受け入れた県負担分(3/4)と町負担分(1/4)を併せて繰入
保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	前年度1人当たり平均保険税算定額の一定割合を軽減世帯に属する一般被保険者数に応じて補填・一般会計で受け入れた国負担分(1/2)、県負担分(1/4)及び町負担分(1/4)を併せて繰入
未就学児均等割保険料繰入金	未就学児均等割保険料軽減相当額を補填・一般会計で受け入れた国負担分(1/2)、県負担分(1/4)及び町負担分(1/4)を併せて繰入
職員給与等繰入金	国保事業運営に伴う事務費に係る職員給与等の繰入
産前産後保険料繰入金	産前産後の4か月の保険料を軽減相当額を補填、一般会計で受け入れた国負担分(1/2)、県負担分(1/4)及び町負担分(1/4)を併せて繰入
出産育児一時金繰入金 ※R7年度末で廃止	出産育児一時金に対する町負担分(2/3：交付税措置)の繰入 令和8年度予算より後期高齢者医療制度が費用の一部を支援する仕組み（出産育児交付金）が全面的に導入されることに伴い廃止
財政安定化支援事業繰入金	高齢被保険者数割合の増に伴う一般保険給付費増に対する公費負担分・一般会計で国負担分(8割)を受け入れ、町負担(2割)と併せて繰入
基金繰入金	国保会計運営のための基金である財政調整基金からの取り崩し分
繰越金	前年度実質収支による繰越金
諸収入	保険税延滞金や交通事故等求償等による収入
国庫支出金	国からの補助金等（法改正等に伴うシステム改修費など）

歳出科目	概要
総務費	国保事業を行ううえで必要な人件費及び事務的経費等
一般管理費	人件費、消耗品費、保険証等印刷製本費、郵送料、電算処理委託料等
連合会負担金	兵庫県国民健康保険団体連合会（レセプト審査機関）等への負担金
賦課徴収費	保険税の賦課徴収業務に係る印刷製本費、郵送料等
運営協議会費	国民健康保険運営協議会開催に係る経費
保険給付費	被保険者の傷病等に対する診療費の給付及び給付金の支給等
療養給付費	病気やけが等の保険診療で保険者が医療機関に支払う現物給付(7割、8割)
療養費	やむをえず療養の給付を受けられなかった場合に申請することによって支給される現金給付、接骨院等の柔道整復に係る給付
審査支払手数料	兵庫県国民健康保険団体連合会のレセプト審査手数料
高額療養費	医療機関に支払った1か月の窓口負担が一定額（自己負担限度額）を超えた場合、申請することで超えた分が支給される給付
移送費	緊急を要する場合に発生する搬送費用等の給付
出産育児諸費	出産費用の助成を目的とした給付及び支払い事務手数料
葬祭費	被保険者が死亡した時、葬儀を行った人に支給される給付
結核医療付加金	結核医療に関する自己負担相当額（医療費の5%）を給付
傷病手当金	新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染が疑われる症状がある場合に支給される給付
国民健康保険事業費納付金	県全体の保険給付の見込みから、県全体の納付金の総額を算出し、所得水準、被保険者数等に応じて配分された納付金を県に納める
医療費分	医療に係る納付金 ※国保加入者の医療費の財源
後期高齢者支援金等分	後期高齢者医療制度（78歳以上の医療制度）への支援金
介護納付金分	介護保険制度（40歳以上の方の介護サービス）への納付金 対象：40歳から65歳未満
子ども・子育て支援金分	子育て世帯に対する給付拡充の財源となる支援金 ※令和8年度創設 対象：18歳以上
保健事業費	保健事業に係る経費
特定健康診査等事業費	メタボリックシンドローム対策のための特定健康診査、特定保健指導等に要する経費
人間ドック助成事業	40歳以上の国保加入者の人間ドック費用に対する一部助成金
基金積立金	翌年度以降の国保会計運営に充てるための基金積立金
その他の支出（償還金等）	納めすぎた保険税の還付金及び概算で交付を受けた保険給付費（2月診療分）について過大分を次年度に返還するための返還金等

2

子ども・子育て支援金制度が始まります



「子ども・子育て支援金制度」って何？

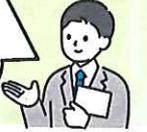
- ・「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から**支援金を拠出**いただき、それによる**子育て世帯に対する給付の拡充**を通じて、**こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組み**です。
- ・支援金は児童手当の拡充など6つの事業に充てられます。詳細は裏面をご確認ください。

※支援金が充てられる給付は法定されているため、国会での審議や法改正なしに使い途を増やすことはできません。



なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの？

- ・子育て支援は、こどもたちが健やかに成長していくためのものでありそのこどもたちは将来おとなになりこの社会を支える担い手となるため**子育て支援は全ての方にとってメリット**があります。
- ・そのため、独身者や高齢者も含む**全世代や企業の皆様から拠出いただく**こととしております。



いつから始まるの？

支援金は**令和8年4月分**から医療保険料とあわせて拠出いただきますが実際に徴収が始まる時期は加入する医療保険によって異なります。

※被用者保険に加入している方は給与所得から、年金を受給されている方は年金額から天引きとなります。



支援金額はどのくらいになるの？

支援金額は**加入する医療保険制度や所得に応じて異なりますが、**全ての医療保険制度の加入者で平均すると、**令和10年度で月額450円**（令和8年度は250円）と試算しています。

詳しくは、「子ども・子育て支援金に関する試算」をご参照ください

※支援金制度の導入に当たっては、社会保障分野の歳出改革等をあわせて行うこととしており、国民の皆様にご負担を求めることのない仕組みとしています。

こども家庭庁HP



児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

960万円未満	支援対象		児童手当(月額)	
	0歳~3歳未満	1.5万円	第3子以降	1.5万円
3歳~小学生	1万円			
中学生	1万円			

所得制限なし	支援対象		児童手当(月額)	
	0歳~3歳未満	1.5万円	第3子以降	3万円
3歳~小学生	1万円			
中学生	1万円			
高校生	1万円			

※令和6年10月分から拡充

妊婦のための支援給付

「伴走型相談支援」

- の面談と合わせて、
- ・妊娠届出時に5万円
- ・妊娠後期以降に妊娠している子どもの数×5万円を支給します。



※令和7年度から制度化

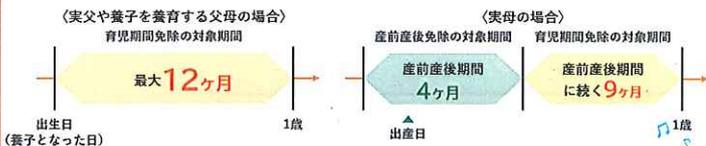
育児時短就業給付

「育児時短就業給付」を創設し、
こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、
時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

※令和7年度から実施

育児期間中の国民年金保険料免除

国民年金の第1号被保険者の方を対象に、
育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。



※令和8年10月から実施

出生後休業支援給付

「出生後休業支援給付」を創設し、
子の出生直後の一定期間内に
両親ともに14日以上育児休業を取った場合、
最大28日間、手取りの10割相当を支給します。



※令和7年度から実施

こども誰でも通園制度

「こども誰でも通園制度」は、
保育所等に通っていない0歳6カ月から
満3歳未満のこどもが
時間単位等で柔軟に利用できる制度です。
(こども1人当たり10時間/月)

※令和7年度は希望自治体、令和8年度より全国実施

子ども・子育て支援金制度についてもっと知りたいときは



こども家庭庁のHP
(概要説明)



担当職員による紹介記事



三原大臣からのメッセージ



子ども・子育て支援金制度について

令和7年3月

子ども家庭庁長官官房総務課支援金制度等準備室

子どもみんなが
子ども家庭庁

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）のポイント

子ども未来戦略<加速化プラン>に基づく給付等の拡充

1. ライフステージを通じた経済的支援の強化

◎は支援納付金充当事業

○ **児童手当の抜本的拡充** (◎) ⇒ 全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化 [令和6年10月分から]

- ・ 所得制限を撤廃
 - ・ 高校生年代まで延長
 - ・ 第3子以降は3万円
- + 支給回数を年6回に

* 多子加算のカウント方法は、22歳年度末までの子で親等に経済的負担がある場合にはカウントするよう見直し

	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	

○ **妊婦のための支援給付の創設** (◎) 10万円相当の経済的支援 ⇒ 2の妊婦等包括相談支援事業との効果的な組合せによる支援 [令和7年4月制度化]

2. 全ての子ども・子育て世帯への支援の拡充

- **妊婦等包括相談支援事業の創設** [令和7年4月]
 - ・ 様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる
- **乳児等のための支援給付（子ども誰でも通園制度）の創設**
 - ・ 月一定時間までの枠の中で時間単位等で柔軟に通園が可能となる仕組み [令和8年4月給付化]
- **児童扶養手当の第3子以降の加算額の引上げ** [令和6年11月分から]

3. 共働き・共育での推進

- **出生後休業支援給付（育休給付率を手取り10割相当に）**
 - ・ 子の出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進 (◎) [令和7年4月]
- **育児時短就業給付（時短勤務時の新たな給付）** (◎)
 - ・ 2歳未満の子を養育するため、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給 [令和7年4月] [令和8年10月]
- **育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設** (◎)

※これらのほか、産後ケア事業の提供体制の整備、教育・保育施設の経営情報の見える化、ヤングケアラーに対する支援の強化等を実施。



給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進

- **支援金制度の創設** ～少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み～
 - ・ 令和8年度に創設、令和10年度までに段階的に導入（8年度0.6兆円、9年度0.8兆円、10年度1兆円※）。医療保険料とあわせて徴収
 - ※支援納付金総額のうち公費負担分を除いた被保険者・事業主の拠出額の目安
 - ・ 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で構築
 - ・ 令和6～10年度の各年度に限り、つなぎとして子ども・子育て支援特別公債を発行
- **子ども・子育て政策の見える化の推進**
 - ・ 令和7年度に子ども・子育て支援特別会計の創設（子ども・子育て支援勘定、育児休業等給付勘定）

給付拡充と財政基盤の確保を一体的に整備

支援納付金の総額
(充当事業の予算額として毎年度決定)

個人・事業主拠出の総額 1兆円＋公費(※)の計1.3兆円程度
※現行の医療保険に準じて、国保・後期の低所得者負担軽減等や、共済組合（公務員）の事業主負担分等のため所定の公費を投入。

後期高齢者とそれ以外の医療保険料負担総額により按分

後期高齢医療制度
とそれ以外

後期高齢者 [8.3%] ※R10見込み。R8・9は8%（法定）
後期高齢者以外 [91.7%]

1,100億円程度
(現行制度に準じた低所得者への負担軽減あり)

国保と被用者保険の加入者数により按分

国保と被用者保険

2,500万人 7,400万人
国保 [23%] 被用者保険 [68%]

3,000億円程度
(現行制度に準じた公費投入及び低所得者への負担軽減あり)

総報酬により按分

被用者保険間

3,800万人 2,700万人 940万人
協会けんぽ [30%] 健保組合 [28%] 共済組合等 [10%]

3,900億円程度 3,700億円程度 1,300億円程度

(労使折半)

事業主が0.4兆円程度を拠出

(共済組合（公務員）の事業主負担分は公費) 8

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり医療保険料額 (令和3年度実績) (2)	(参考) ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (3)		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 (参考) 被保険者一人当たり450円	400円 (参考) 被保険者一人当たり600円	500円 (参考) 被保険者一人当たり800円	10,800円 (参考) 被保険者一人当たり17,900円	4.5%
協会けんぽ	250円 (参考) 被保険者一人当たり400円	350円 (参考) 被保険者一人当たり550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり700円	10,200円 (参考) 被保険者一人当たり16,300円	4.3%
健保組合	300円 (参考) 被保険者一人当たり500円	400円 (参考) 被保険者一人当たり700円	500円 (参考) 被保険者一人当たり850円	11,300円 (参考) 被保険者一人当たり19,300円	4.6%
共済組合	350円 (参考) 被保険者一人当たり550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり750円	600円 (参考) 被保険者一人当たり950円	11,800円 (参考) 被保険者一人当たり21,600円	4.9%
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考) 一世帯当たり350円	300円 (参考) 一世帯当たり450円	400円 (参考) 一世帯当たり600円	7,400円 (参考) 一世帯当たり11,300円	5.3%
後期高齢者医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

(注1) 本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもって見る必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考えの下で拠出。なお、被用者保険間の按分は総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。

(注2) 被用者保険の年次別支援金額については、数年後の賃金水準によることから、試算することは難しいものの、参考として、令和3年度実績の総報酬で機械的に一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)を計算すると(※)、年収200万円の場合350円、同400万円の場合650円、同600万円の場合1,000円、同800万円の場合1,350円、同1,000万円の場合1,650円(総報酬割であることから協会けんぽ・健保組合・共済組合で共通)。ただし、政府が総力をあげて取り組む賃上げにより、今後、総報酬の伸びが進んだ場合には、数字が下がっていくことが想定される。詳細は令和6年4月9日子ども家庭庁「被用者の年次別支援金額(機械的な計算)について」を参照。*令和10年度に被用者保険において拠出いただく8,900億円について、賃上げが力強く進む前の令和3年度の総報酬である222兆円に割ると0.4%であることから、労使折半の下、本人拠出を0.2%として計算。

(注3) 国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和3年度における実態を基に計算している。

(注4) 国民健康保険の支援金については、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦1人の3人世帯(夫の給与収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(応益分7割軽減)、同160万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合250円(同2割軽減)、同300万円の場合400円(同2割軽減)。国保の被用者の世帯では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収400万円以上については上位1割と対象が限定されるため(※)、この層をさらに細かく区切ってみていくことには留意が必要であるが、以下、参考として、同400万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同600万円の場合800円、同800万円の場合1,100円。なお、支援金制度が少子化対策にかかるものであることに鑑み、ことある世帯の拠出額が増えないよう、子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前で、年齢は一概にいえない。)*年収600万円は上位約5%、800万円は約2%に該当。年収1,000万円は上位約1%に該当し、ごく少数であるほか、現時点で令和10年度における課税上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。

(注5) 後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば単身世帯(年金収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(均等割7割軽減)、同160万円の場合100円(同7割軽減)、同180万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合350円(同2割軽減)。年金収入のみでは、これらの層がボリュームゾーンであり、年収250万円以上については上位1割と対象が限定されるため(※)、この層をさらに細かく区切ってみていくことには留意が必要であるが、以下、参考として、同250万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同300万円の場合750円。*年金収入300万円は上位約5%に該当。年金収入400万円以上は上位約1%に該当し、年金給付額が一定範囲にあるため例外的なケースであるほか、現時点で令和10年度における課税上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。

(注6) 介護分の保険料額は、第1号被保険者(65歳～)の1人当たり月額(基準額の全国加重平均)で6,014円(令和5年度)、第2号被保険者(40～64歳)の1人当たり月額(事業主負担分、公費分を含む)で6,276円(令和6年度見込み)

令和8年度から子ども・子育て支援金の拠出をいただくため、医療保険料とあわせた賦課・徴収の方法について、医療保険者等の関係者の意見を踏まえつつ、実務面の整理や、政令・府省令の整備等を進めていく。

基本的な方向性

- 医療保険者が被保険者から徴収する支援金は、医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の支援納付金の額に照らし、保険者が設定。^{注1}
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置（医療保険と同様の所得階層別の軽減率（7割、5割、2割））、被保険者の支援金額に一定の限度（賦課上限）を設ける措置等を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施。
- 国民健康保険における支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じる。^{注2}
- 医療保険者への財政支援として、医療保険制度における介護納付金の例を参考に、保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費の国庫負担等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置を講ずる。^{注3}

注1 被用者保険については、実務上、国が一律に示すこととする。

注2 未就学児の5割分は公費負担とし、未就学児の残りの5割分及び6歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子どもにかかる10割分については、対象となる子ども以外の国民健康保険被保険者の支援金で支えることとし、引き続き政省令の整備等を検討。

注3 以下の措置等について、子ども・子育て支援法等一部改正法による医療保険各法の改正に基づき、引き続き政令・府省令の整備等を検討。

- 医療保険各法等に基づく医療保険者に対する事務費負担金等について介護納付金の例に倣い支援納付金分を追加計上。
- 国民健康保険組合に対する国による補助（特定割合の算定対象に支援納付金の納付に要する費用に対する国の補助の割合を追加）。
- 国民健康保険における、国・都道府県による定率の公費負担について、支援納付金の納付に要する費用を算定対象とする。
- 都道府県及び市町村が、支援納付金の納付に要する費用に対して補助又は貸付ができることとする。
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度における財政安定化基金の対象に支援金を含める。
- 国民健康保険において、支援納付金の納付に要する費用を調整交付金の算定対象とする。
- 後期高齢者医療制度における広域連合間の財政力の不均衡の調整は、支援納付金の算定時に行うこととする。
- 後期高齢者医療制度における災害時等の減免分について、調整交付金の交付対象として位置づける。

国民健康保険保険者における各年度の納付金の算定式

各年度の納付額の算定式

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{X年度} \\ \text{子ども・子育て} \\ \text{支援納付金額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{I} \\ \hline \text{X年度} \\ \text{概算支援納付金額} \\ \hline \end{array} - \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{X-2年度} \\ \text{概算支援納付金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{II} \\ \hline \text{X-2年度} \\ \text{確定支援納付金額} \\ \hline \end{array} \right)$$

I. 概算支援納付金額の算定式

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{X年度} \\ \text{概算支援納付金額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{X年度} \\ \text{概算地域保険等} \\ \text{保険者納付金総額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{X年度} \\ \text{当該地域保険等保険者} \\ \text{18歳以上被保険者見込数} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{X年度} \\ \text{全ての地域保険等保険者} \\ \text{18歳以上被保険者見込数} \\ \hline \end{array}$$

II. 確定支援納付金額の算定式

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{X-2年度} \\ \text{確定支援納付金額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{X-2年度} \\ \text{確定地域保険等} \\ \text{保険者納付金総額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{X-2年度} \\ \text{当該地域保険等保険者} \\ \text{18歳以上被保険者数} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{X-2年度} \\ \text{全ての地域保険等保険者} \\ \text{18歳以上被保険者数} \\ \hline \end{array}$$

- ※1 概算（確定）地域保険等保険者納付金総額
⇒全ての市町村国保及び国民健康保険組合に係る納付金総額（毎年度国が示す予定^{※4}）*
*令和10年度の見込みとしては、3,000億円程度（P8のイメージ図を参照）
- ※2 当該地域保険等保険者18歳以上被保険者数
⇒当該地域保険等保険者に属する全ての市町村国保及び国民健康保険組合に加入する18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子どもを除いた被保険者数
- ※3 全ての地域保険等保険者18歳以上被保険者数
⇒全ての市町村国保及び国民健康保険組合に加入する18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子どもの数を除いた被保険者数（毎年度国が示す予定^{※4}）
- ※4 翌年度の納付金の算定にあたり必要となる諸係数については、各年12月末の予算編成通知においてお示しする予定

- 国民健康保険における支援納付金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、支援納付金の算定に当たっては、P14のとおり、「18歳未満のこども※を除いた18歳以上被保険者数」に応じて按分することとしている。

※ 18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこども（高校生年代までのこども）

(参考) 18歳未満のこどもに係る支援金の均等割額10割軽減の仕組み（イメージ図）

